# *Vol.34* 相談事例紹介



## 東日本大震災における義援金に 係る所得税の取扱い

不動産貸付業を営む個人甲は、平成23 質問 ■年4月11日にX新聞社の「東日本大震災 救援募金」係が指定する専用口座に5万円の義援金 を送金したが、平成23年分の所得税の確定申告に際 し、義援金は特定寄附金に該当するものとして所得 控除の対象とし、所得税額の計算を行うことになる のか(義援金以外に支出した寄附金はないものとす る)。

なお、X新聞社の紙面には、預った救援募金は日 本赤十字社を通じて被災地の地方公共団体に送る旨 が明記されている。

平成23年4月27日に公布・施行された 震災特例法の規定により、報道機関等に 対し支出する2,000円を超える義援金等で最終的に 地方公共団体に拠出されるものは「震災関連寄附 金」に該当し、総所得金額等の80%相当額を限度と して所得控除の対象になる。

甲が支出した義援金は「震災関連寄附金」に該当 することから、支出額のうち48,000円(50,000円-2,000円) が平成23年分の寄附金控除の対象になる (総所得金額等の80%相当額が限度)。

なお、支出した義援金が同法の「震災関連寄附金」 のうち「特定震災指定寄附金」に該当する場合には、 40%の税額控除(所得税額の25%が限度)を選択す ることもできるが、甲が支出した義援金は「特定震 災指定寄附金」には該当しない。

1 所得税法の規定による寄附金控除 個人が支出した寄附金のうち、所得税 法の規定による所得控除の対象になる寄附金は、特 定寄附金(国又は地方公共団体等に対する寄附金) に限定されており、2,000円を超える特定寄附金を 支出した場合には、その年分の総所得金額等の40% 相当額を限度として所得控除される(所法78①・ **2**)<sub>°</sub>

## 2 震災特例法の規定による寄附金控除

震災特例法では、個人が支出した寄附金を「震災 関連寄附金 (所得控除)」と「特定震災指定寄附金 (所得控除又は税額控除)」に区分して、それぞれ について規定を設けている。

## (1) 震災関連寄附金を支出した場合の所得控除

## ① 震災関連寄附金の所得控除額

個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日 までの期間(以下「指定期間」という)に支出した 2,000円を超える震災関連寄附金は、その年分の総 所得金額等の80%相当額を限度として所得控除され る (震災特例法8①)。

具体的には、次の算式により計算した寄附金控除 額が、その年分の総所得金額等から控除される。

寄附金 = 「震災関連寄附金 + 震災関連寄附金以外の - 2,000円 | の額の合計額 | 特定寄附金の額の合計額 |

(注) 震災関連以外の特定寄附金の額の合計額は、 総所得金額等の40%相当額が限度となり、その合計 額と震災関連寄附金の額との合計額は、総所得金額 等の80%相当額が限度になる。

## ② 震災関連寄附金の範囲

震災関連寄附金とは、国又は著しい被害が発生し た地方公共団体(被災者生活再建支援法の適用団 体)に対する寄附金及び財務大臣が指定した寄附金 をいい (震災特例法8①)、新聞・放送等の報道機関 に対し直接寄附した義援金等で最終的に国又は著し い被害が発生した地方公共団体に拠出されるものも 含まれるため(「東日本大震災に係る義援金等に関 する税務上(所得税、法人税)の取扱いについて」 平成23年7月:国税庁)、甲の支出した義援金は震災 関連寄附金に該当する。

(2) 特定震災指定寄附金を支出した場合の税額控 除の選択

## ① 特定震災指定寄附金の税額控除額

個人が指定期間内に支出した特定震災指定寄附金 は、所得控除との選択により、その年分の所得税額 からその支出額から2,000円を控除した残額の40% 相当額(所得税額の25%が限度)を税額控除できる (震災特例法8②)。

## ② 特定震災指定寄附金の範囲

特定震災指定寄附金とは、震災関連寄附金のうち 被災者支援活動に必要な資金に充てられるものに対 して支出するものに限られ (震災特例法8②)、社会 福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・ NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援 金等及び認定NPO法人に対し東日本大震災の被災 者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った 寄附金(募集に際し、国税局長の確認を受けたもの に限る。)が該当する(平23.3.15財務省告示第84号、 平23.4.27財務省告示第143号により追加)。

甲の支出した義援金は、上記の法人に対する支出 でないため特定震災指定寄附金には該当しない。

## 3 義援金を支出したことを証する書類

義援金等が最終的に国又は地方公共団体に拠出さ れることが新聞報道・募金要綱・募金趣意書等で明 らかにされるものは、そのことが税務署において確 認されたときは、義援金等は震災関連寄附金に該当 することとされている(「募金団体を通じた義援金 等に係る税務上の確認手続きについて(注1)」平 成23年3月15日:国税庁)。

また、募金団体が義援金を募集するに当たり、義 援金の受付専用口座を設置している場合には、募金 団体は預った義援金に対し預り証の発行は不要とさ れている(「義援金に関する税務上の取扱いFAQ: Q11」平成23年3月:国税庁)。

したがって、甲が所得税の寄附金控除(震災関連 寄附金に該当し所得控除) の適用を受ける場合に は、支出した義援金について預り証を受領していな くても、確定申告書に以下の書類を添付すればよい ことになる。

イ 義援金の振込口座が義援金の受付専用口座であ ることが分かる資料

ロ 振込依頼書の控

## 東日本大震災における義援金に一 係る個人住民税の取扱い

事例1の個人甲が支出した義援金は、 「ふるさと寄附金」に該当し、平成24年 度分の個人住民税の計算において所得割額から控除 されるか。

甲が支出した義援金は「ふるさと寄附 金」に該当し、平成24年度分の個人住民 税の所得割額から基本控除額と特例控除額の合計額 が控除される。

1 地方税法の規定による寄附金控除 平成20年度改正により、個人住民税の 寄附金控除は従前の所得控除から税額控除に変更さ れ、都道府県、市町村又は特別区(以下「地方団体」 という)が指定した団体に支出する寄附金(以下「ふ るさと寄附金以外の寄附金」とする) と地方団体に 対する寄附金(以下「ふるさと寄附金」という)の 区分により控除税額が異なることになった(地法37  $\emptyset$  2 \ 314 $\emptyset$  7 ).

## (1) ふるさと寄附金以外の寄附金の控除税額

地方団体が指定した団体(その者の住所地に所在 する共同募金会・日本赤十字社等) に個人が寄附金 を支出した場合には、以下により算出した基本控除 額がその個人の所得割額から控除される(地法37の  $2 \oplus \Xi \cdot \Xi$ ,  $3140 7 \oplus \Xi \cdot \Xi$ ).

なお、下記算式の2,000円は、平成23年6月の改

# 今回は 所得税·個人住民税



中島孝一(神田支部)

正により同年1月の寄附金から適用される(改正前 は5,000円)。

寄附金控除額=寄附金の支出額(総所得金額等 の30%相当額が限度) -2,000円

寄附金控除税額(基本控除額)=寄附金控除額× 10%(個人住民税の税率)

## (2) ふるさと寄附金の控除税額

地方団体に個人が寄附金を支出した場合には、そ の個人の所得割額から上記(1)の基本控除額と以 下により算出した特例控除額の合計額が控除される (地法37の2①一・②、314の7①一・②)。

特例控除額=(寄附金の支出額-2,000円)× (90%-所得税の限界税率)

寄附金控除税額=基本控除額+特例控除額

## (3) ふるさと寄附金の範囲

ふるさと寄附金とは、地方団体に対する寄附金(寄 附をした者に特別な利益が及ぶと認められものを除 く)をいうが(地法37の2①一、314の7①一)、東 日本大震災による被災地団体の救援を目的とした募 金団体等も含まれることから(「あなたの『ふるさ と寄附金』が被災者支援に活かされます!」平成23 年3月31日:総務省)、甲の支出した義援金はふるさ と寄附金に該当する。

## 2 義援金を支出したことを証する書類

ふるさと寄附金の確認方法は、原則として地方団 体が発行する受領書によるが、東日本大震災に係る 義援金等については、被害状況を考慮し次のいずれ かによることで差し支えないことになった(平成23 年3月25日:総務省自治税務局市町村税課長通知)。

(1)次の①及び②の書類等(募金団体が日本赤十 字社又は中央共同募金会である場合には①の書類等)

①振込依頼書の控又は郵便振替の半券(ともに原

②①の書類等に記載された口座が、募金団体によ り設けられた義援金等の専用口座であることが確認 できる新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等の写し

(2) 新聞社等が募金団体である場合における寄附 者の氏名等を掲載した新聞記事等(住所、氏名及び 寄附金額が記載されているものに限る)

なお、募金団体に対する寄附金が最終的に被災地 方団体等に拠出されることが新聞記事、募金要綱又 は募金趣意書等で明らかにされていることが必要で ある。

したがって、甲は上記(1)又は(2)の書類を 申告書に添付することにより、平成24年度分の所得 割額からふるさと寄附金に係る税額控除を受けるこ とになる。

## 3 所得税の確定申告書を提出した場合

個人が所得税の確定申告書を提出した場合には、 その提出日に個人住民税の申告書が提出されたもの とされ(地法45の3①、317の3①)、所得税の確定 申告書に記載された事項のうち個人住民税の申告事 項及び附記事項は、個人住民税の申告書に記載され たものとみなされる(地法45の3②、317の3②)。

したがって、甲は所得税の確定申告書(第二表「寄 附金税額控除」欄)に、義援金の支出額を記載する とともに支出したことを証する書類を添付すれば、 個人住民税の申告書を提出しなくても、ふるさと寄 附金に係る税額控除を受けることができる。

## 注)内容は、平成23年4月1日現在の法令等に 基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支 援の一環として掲載しています。文中の税法の 解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参 考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適 用に当たっては、会員ご本人の責任において行 ってください。